

第172回千葉県森林審議会森林保全部会議事録

1 開催日時

令和8年1月16日（金）

午後1時30分から午後4時まで

2 開催場所

千葉県森林会館5階 第1会議室

3 出席者

【委員】

橋隆一 委員（部会長）、朝香智仁 委員、鎌田直人 委員、原啓一郎 委員

【職員】

宮川森林課長、出口副課長兼森林政策室長 他

4 議題

（1）審議事項

議案1「林地開発許可案件」について

5 議事の概要

上記の議案1に係る第1号から第6号案件について審議がなされ、森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画であると判断された。

【主な意見】

○第1号案件[【新規】太陽光発電設備の設置について]

委 員： 砂利採取跡地に太陽光発電施設を設置するということだが、砂利採取された期間はどれくらいだったのか。

事務局： 平成2年の航空写真から砂利採取をしている様子を確認しており、平成15年に完了している。

委 員： 現状、80%が無立木地となっているが、無立木地で終わる計画だったのか。

事務局： 許可に関する書類が古いため正確な情報はわからないが、平成10年頃の航空写真を見ると、点々として立木が確認できるため、おそらく植栽されたと思われる。

委 員： 疎林化した残置森林について捕植を行う計画だと思うが、その当時の二の舞になってしまうのではないか心配である。

事務局： 平成15年当時は、植栽基盤調査等を行っていなかったが、現在は、「千葉県林地開発行為等に関する緑化技術指針」に基づき、植栽基盤調査として土壌硬度、肥沃度、透水性、PHなどを測定し、必要に応じて客土又は施肥を行った上で植栽するよう指導している。

また、現地の状況から、当時はスギとマツを植栽したと思われるが、現地調査の際に活着していなかったことを確認したため、今回の計画では、事業地周辺に自生しているコナラとクヌギを選定している。

委 員： 砂利採取跡地の場合、植栽する土壌の有効土層部分が浅いと思うので、気をつけいただきたい。

事務局： 承知した。

委 員： 前回の砂利採取の計画で、事業地全域が採取されたと思うが、当時、残置森林は配置されていたのか。

また、航空写真において、事業区域が2箇所に分かれているのはなぜか。

事務局： 事業区域内にある赤道を除外しているため、2箇所に分かれているように見えるが、実際は分かれていない。

また、事業地周辺は全て農地で囲まれており、事業区域周辺に残置森林を確保するのが難しいと判断し、15年生以上の森林が15%以上必要であるという基準上、農地を挟んで隣接地に残置森林を確保したと事業者から聞いている。

委 員： 航空写真を見ると、事業地の北方向に森林区域が続いているように見えるが。

事務局： 事業地の北側に位置する森林区域に見える場所は、地域森林計画対象民有林で

はない。樹木は生育しているが、当該対象民有林ではないという扱いとなる。

委 員： 前回の開発許可を出した際に残置森林を確保していると思うが、それがどこに当たるのかがわからない。今回、残置森林として捕植する場所は、当時、造成森林だったという認識でよいか。

事務局： 平成15年に完了した案件ということもあり、当時の文書等を確認しきれていないため、正確な情報は把握していない。

委 員： 林地開発許可については、何年間文書を保存することになっているのか。

事務局： 県の公文書規程等に基づき、完了してから5年間文書を保存することとなっている。森林クラウドシステム上でも、一部完了した場所は地域森林計画対象民有林から除外される。

事務局： 事業区域周辺には道路があり、砂利採取が終わり平坦となった土地に幅10m程度の残置森林を残しておくより、周囲の土地利用等の利便性等を考慮して、残置森林を配置したままとせずに、伐採して事業区域を若干高い土地のままとしたのではないかと想定する。

当時、砂利採取後に造成森林を行ったと想定するが、活着がよくないということで、今回、改めて残置森林の捕植を行い、事業地周辺を取り囲むような計画となっている。

また、捕植と併せて、高さ4mの飛砂防止ネットを設置し、特に施行中などにおいて、周辺の畠等に影響が出ないように配慮した計画となっている。

委 員： 事業が完了して5年間しか文書を保存していないとなると、植栽木が成林したかどうかの確認はどのように行っているのか。

事務局： 実際のところ、完了した箇所の植栽木の経過観察はしていない。一時転用の林地開発行為であれば、地域対象計画民有林からは除外されず、森林区域のままという扱いとなる。

事務局： 林地開発許可については、都道府県等が自治事務として所掌しているが、造成森林等の植栽木の確認については、県がどこまで確認等するのか、林野庁の都道府県等の会議などでも、常に話題に挙がっているところである。

森林法に基づく林地開発許可について、一般的には、完了確認を終えた後、林地開発行為は全て終了とされており、植栽木等の維持管理については、申請時に事業者から提出された「残置森林等の保全管理計画書」を適切に履行してもらうところに留まっている。

委 員： 市町村からの意見として「支障なし」ということだが、同規模の太陽光発電に

伴う開発行為が近隣で3箇所程度行われていることも踏まえて、住民からの意見等は「特になし」という認識でよろしいか。

事務局：事業者は、地域住民を対象とした住民説明会を開催しており、太陽光発電設備を設置することは問題となっていない。

資料に明記していないが意見として、残置森林部分の刈払いをするよう要望があったとのことで、捕植の際に下刈りも行う旨を事業者から聞いている。

委員：残置森林内側の無立木地に太陽光パネルを設置すると思うが、太陽光パネルが並んでいる部分は森林区域として扱うのか。

事務局：そちらの部分については森林区域ではないという扱いとなる。

委員：地域対象計画民有林から外れるという理解でよいか。

事務局：はい。

○第2号案件〔【変更】土石等の採掘（砂利採取）について〕

委員：「中期事業計画平面図」について、最終的には大部分が畠になるのか。

事務局：はい。図面で示されているとおり、ドットで示された箇所が全て農地となる。

委員：砂利を採取した後、農地として利用するという認識でよいか。

事務局：本件の林地開発行為は一時転用であり、砂利採取を終えた後に再び農地に戻す計画となっている。

委員：同図面において、事業地の西側周辺に「雑種地等」と明示されているが、どのような地目なのか。

事務局：当該地は、不動産登記法上の「雑種地等」とされており、地域森林計画対象民有林として指定されていないため、図面ではドットで示されている。

委員：農地に戻す際は、客土を行うのか。

事務局：はい。現地の土壤等を攪拌した後、平らにならす作業が行われると思うが、その際は農地法の規制がかかる。

委員：表土をどこかで確保し、採取後に戻すのか。それとも別の場所から客土するのか。

事務局：「土地利用計画平面図」のとおり、事業地の南東側に表土置場を設けている。

また、事業区域の拡大に伴い、表土置場も大きめに確保している。

委員：説明されていた既許可地と今回の許可申請地の境の写真において、ポールの位置が航空写真と一致しないように思うが。

事務局：航空写真の撮影時期が令和5年と少し前のものであり、今回の現地調査の際に撮影した写真と齟齬があるのではないかと思われる。

現場では測量した後にポイントを落とし込んでいるため、撮影した場所と図面の位置は間違いない。

委 員： 平成 26 年の小規模林地開発行為から始まっている事業だと説明があったが、当初の開発区域はどの辺りになるのか。

事務局： 現在の事業区域の北東側から小規模林地開発行為が始まり、南西側部分にかけて拡大されている。

委 員： 小規模林地開発行為を実施した箇所について、植栽等はまだ行われていないのか。

事務局： 植栽は実施されていない状況であり、できる箇所から早期に植栽をしてもらうよう事業者を指導しているところである。

委 員： 平成 26 年から現在に至るまで 10 年近く経過しているが、どれだけの表土が置かれているのか。長く保管されているはずなので、保管状況について気になった。

事務局： 表土を保管してから大分時間が経過しているため、実際には、今回拡大する箇所から少しでも多くの表土を確保できればと考えている。

このような期間が長い砂利採取の場合など、当初から保管している表土が植栽に果たして有効であるのかどうか、課題となっているところである。

委 員： 「土地利用計画平面図」において、事業地の南東側に小堰堤が一部記載されているが、これは何か意図があるのか。

事務局： 施行中の雨水や土砂等が、事業地の外に流れ出ないようにするために小堰堤を設置している。

委 員： 雨水等の流出の影響等を考慮しているという理解でよいか。

事務局： はい。なお、この箇所の周辺には、工業用水の房総導水路等が配置されており、事業区域内より地盤高があるため、雨水等の流出の影響はない想定する。

委 員： 「集水区域図」において、事業地北西側の道路に近い部分の雨水等は、計画どおりきちんと浸透池に流れるのか。

事務局： 浸透池に向かって勾配が下がっているため、計画どおり雨水等は浸透池に流れる。

委 員： 「様式 2」に書かれている「環境の保全」について、「土地所有者にて適正な管理に努める」とあるが、事業者が土地所有者という理解でよいか。

事務局： 事業者が所有している土地ではなく、土地所有者から借りている土地であるため、事業完了後は土地所有者に返還することとなり、残置森林等の管理は土地所有者に行ってもらう形となる。

委 員： この場合、事業の工期延長を行っているため、どの段階で土地所有者が管理しなければならないのかが不明確だと思うが。

事務局：事業が行われている間は事業者が管理し、事業完了後は土地所有者が管理していくこととされている。

○第3号案件【変更】工場、事業場の設置（物流施設用地造成）について】

委員：調節池の設置に関して、事業者が変更許可に係る手続きを失念したという説明があったが、森林課にその計画を伝えていなかったということか。

事務局：都市計画法を所管している成田市に事業者が相談したところ、軽微な変更においては開発許可の手続きは不要と伝えられたため、結果的に、林地開発変更許可に係る手続きの有無の確認を怠ってしまったと聞いている。

委員：今回のような変更許可に係る手続きを失念した事例は、どれくらいの頻度であるのか。

事務局：許可後のフローも規程等できちんと整備されており、また、事業者から県へ相談されるため、このようなケースは滅多にないと思う。

今後、このようなことが二度と起こらないよう、事業者に対して、林業事務所に必ず相談するよう指導していく。

委員：今回の場合は結果的に問題なかったという理解でよいか。

事務局：はい。万一、問題があった場合は、既に設置した調節池等を撤去するよう、事業者に指導することとなる。

委員：擁壁を設置する切土箇所において、水抜きのパイプの穴が裏込割栗石の最下部のみ設置する計画となっているが、途中には必要ないのか。

事務局：構造図ではわかりづらいかもしれないが、3m²に1箇所、水抜き穴を設置する計画となっている。

委員：事業地が広く、工事が何箇所かで行われていると思うが、施工業者は信頼できる会社なのか。

事務局：本事業は大々的に工事を実施しており、許可申請時に提出された書類などから、施工業者についても信頼できる会社であると認識している。

○第4号案件【変更】土石等の採掘（砂利採取）について】

委員：最後に説明があった写真の状況について、切土後の植栽等は完了しているという理解でよいか。

事務局：はい。こちらの箇所（図示）を撮影したものとなる。

委 員：写真を見たところ枯草のように見えるが、緑化箇所については、全て落葉性の樹種等を選定しているのか。

事務局：現地は、勾配45度の法面緑地となっており、植生シート工のみの計画となっている。

委 員：植生シートに含まれている草本類は、冬になると枯れてしまう種類なのか。写真で確認すると枯死しているように見えるが。

事務局：多年生の草本類を中心として計画されており、冬になると休眠するものが多く配合されている。万一、枯れた場合においても、その種子が生育するか、若しくは他の種子が飛来してくれれば、再度、緑化されて遷移していく形となる。

委 員：事業区域内の雨水等の流れを示していただきたい。

事務局：事業地全体が内法形状をしており、また、外周部には土堰堤を設置しているため、事業地外に雨水等が流出していくことはない。

委 員：雨水等の流出のおそれはないという理解でよいか。

事務局：はい。

委 員：「様式2」を確認すると、変更許可に係る開発行為の面積の増加率に比べ、砂利採取量の増加率が著しく大きいように思うが、数字の間違いではないのか。

事務局：事業者から提出された土量計算書等を確認した上での数字となっている。

委 員：この案件に限らないが、法面の緑化では、キヨンなどの野生動物による食害を考慮しなくてもよいのか。

事務局：本県では、土地の性質上などから、草本類などよりも森林のすぐ近くの農作物に被害が及んでいる状況である。

委 員：そのような被害の多くはキヨンなのか。

事務局：キヨンによる食害もあるが、シカによる食害が多いのが現状である。シカの場合、治山現場の緑化斜面を食害するなどの事例も見受けられるが、今のところ、他都道府県のような植栽地における甚大な被害は少ないと認識している。

○第5号案件【変更】土石等の採掘（砂利採取）について】

委 員：この案件に限らないが、浸透池等から浚渫した土砂はどのように処理しているのか。

事務局：事業地内の空いている場所に堆積して管理していくことになるかと思う。

委 員：計画書に書かなくてもよいのか。

事務局：量にもよるが、浚渫土の保管場所等の扱いについては、特段、図面等に記載して

もらっていないが、場内造成や浸透池等を埋め戻すときなどに利用されている。

委 員： 「中期事業計画図」を見たところ、事業地の東側部分が拡大されていく計画だが、どこまで拡大されるのか。

林地開発許可において、一回一回の変更許可申請ではなく、総面積の大きさで規制しないといけないような気がするが、県としてはどのように考えているのか。

事務局： 御指摘いただいたとおり、当方としても、最終的な計画まで事業者に示してもらいたいところだが、目的法である砂利採取法に基づく採取計画の認可期間は、原則として1年以内若しくは3年以内となっており、その申請回数などに制限はなく、結果として青天井になってしまっているのが現状である。

砂利採取法を含め、他法律に関しては、国の動向などを引き続き関係課と連携して確認及び調整等を行っていく。

委 員： 仮に一回の申請で100haを超えると、規制等は変わってくるのか。

事務局： 一回の開発に関する申請等で大規模な開発が行われる場合、環境アセスメント制度が関わってくるが、砂利採取法の認可の場合のように徐々に拡大される場合は、申請された拡大部分のみの審査となるため、特段、規制等がないのが現状である。

委 員： 規制の抜け道を潜らされているような気がするので、関係する法令や制度等について確認・検討してもらえたと思う。

委 員： 「集水区域図」において、事業地の下側の雨水等が、法面勾配と反対方向に流れていくように見えるが。

事務局： 図面上のグレーで書かれている線は現許可の法面線であり、今回の区域拡大に伴い掘削されるため、掘削後の雨水等の流れは図面のとおりとなる。

委 員： 図面上の赤枠で囲まれている外側の箇所についても、法面が変わるという理解でよいか。

事務局： はい。

委 員： 「断面図」において、膨大な量の切土が想像されるが、切土された土砂はどのように処理されるのか。

事務局： 表土は事業区域内に確保しつつ、切土された土砂の大部分がセメント骨材などの土木資材として使われている。

委 員： 集水された雨水等については、事業地外に流出することははないのか。

事務局： 全て浸透池に流下する計画となっている。

委 員： 進入路の部分については、道路側に雨水等が流れるよう見えるが。

事務局： その部分の雨水等については、市道脇の側溝に流す計画となっており、当初

許可の際に市と協議済である旨を事業者から聞いている。

○第6号案件【変更】土石等の採掘（岩石採取）について】

委 員： 説明された写真を見たところ、一部マツが植栽されているが、現地のどの辺りに植栽されているのか。

事務局： 航空写真のこちら（図示）の切土箇所と、今回、拡大して採掘を行う予定の左右の箇所に植栽・緑化されている。

委 員： 「中期事業計画図」では、令和8年から植栽する計画となっているため、齟齬があるよう思うが。

事務局： こちらの現場は50年ほど前に許可をしており、令和8年以前に示された箇所については、既に緑化されている。

今後、拡大する予定がない事業地の南側の箇所については、法面の表面風化を防ぐため、緑化してもらっている。

マツが一部植栽されている箇所については、幅4.2mの小段が設けられており、アキグミとヤシャブシも植栽されている状況である。

委 員： アキグミとヤシャブシが植栽されているのは、「土地利用計画平面図」の薄緑の箇所か。

事務局： はい。こちら（図示）の小段に植栽されていたところだが、法面の表面風化などで落ちた土砂に埋もれてしまい、上手く成長しなかったのが実情である。

委 員： 黄色の箇所については、今後、キヅタで緑化するという認識でよいか。

事務局： はい。つる性植物であるキヅタを植栽する計画となっている。小段にはマツ、アキグミ、ヤシャブシを植栽し、法面については、草本類の活着が難しい岩であることから、つる性植物のキヅタを選定している。

委 員： キヅタは法面の小段に植栽し、法肩から法尻に向かって垂れ下げるのか。

事務局： はい。

委 員： 法面の勾配が60度となっているが、岩だから大丈夫という認識でよいか。風化が激しいようであれば、キヅタでよいのか心配である。

事務局： 表面が風化している法面については、安全面を考慮し、張芝を行った上でキヅタを植栽し、法面を緑化する計画となっている。

また、法面に関しては自然に飛来した草本類が定着している箇所も見受けられており、万一、表面の風化により法面が崩落しても、小段幅を大きめに確保しているため、安全面では問題ないかと思う。